

ふくろう

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 第 0570723890 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....
2. 事業所の概要.....
3. 職員の配置状況.....
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....
5. 苦情の受付について.....

1、事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 横堀温泉紫雲閣 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県湯沢市横堀字小正寺16番地 |
| (3) 電話番号 | (0183) 78-6660 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 安藤誠一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和59年7月2日 |

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業

(2) 事業所の目的

指定短期入所生活介護施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

ふくろう

(4) 事業所の所在地

秋田県湯沢市横堀字小正寺18番地2

(5) 電話番号

(0183) 78-6660

(6) 事業所長（管理者）氏名

吉田 一哉

(7) 当事業所の運営方針

当施設では、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように努めます。

(8) 開設年月

平成27年9月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	基本年中無休
受付時間	10時～17時

(10) 利用定員

27名

(11) 通常の事業実施地域

湯沢市・横手市・羽後町

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、洗面台を備え、冷暖房・床暖房完備です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	従来型個室
個室（特別室）	2室	従来型個室
多床室（4人部屋）	4室	従来型多床室
合計	16室	
機能訓練室	2室	（食堂兼用）

浴室	1室	機械浴・一般浴
医務室	1室	
事務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとしします。

☆居室に関する特記事項

従来型個室12室の内2室を特別室としております。一般居室よりゆったりとした造りとし、居室内にトイレ等の設備があります。

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

特別な室料として追加的費用1,080円(1日)がかかります

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

職種	職員配置状況	指定基準
1. 施設長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	8	7名
3. 生活相談員	2	1名
4. 看護職員	2	1名
5. 機能訓練指導員	2	1名
6. 介護支援専門員	0	0名
7. 医師	1	1名
8. 栄養士	1	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	隔週火曜日 12:00~14:00

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：06：00～08：00 2名 日中：08：00～17：00 3名 夜間：22：00～06：00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 1名 但し不在時も夜間看護の体制をとっています

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の対象となるサービス（契約第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、条件による）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（食材費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：00～ 昼食：11：30～ 夕食17：30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容がおこなわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

- ☆送迎時（入所時、退所時）は、片道1，840円（184円）の追加加算があります。
- ☆食費として、1日あたり1,445円（朝食364円、昼食537円、夕食544円）
- ☆日常生活費・教養娯楽費として、必要な場合には実費負担をお願いする場合があります。（利用者若しくは利用者の家族の承認を得られ、希望を確認することができた場合）

従来型多床室ご利用の場合(1日あたりのご利用料金)					
	基本利用料	サービス 提供体制強化 加算(Ⅲ)	食費	居室費	送迎加算を除く 利用負担額
要支援1 介護予防	4,790円	60円	1,445円	915円	2,845円
要支援2 介護予防	5,960円	60円	1,445円	915円	2,962円
要介護1	6,450円	60円	1,445円	915円	3,081円
要介護2	7,150円	60円	1,445円	915円	3,081円
要介護3	7,870円	60円	1,445円	915円	3,153円
要介護4	8,560円	60円	1,445円	915円	3,222円
要介護5	9,260円	60円	1,445円	915円	3,292円

従来型個室ご利用の場合(1日あたりのご利用料金)					
	基本利用料	サービス 提供体制強化 加算(Ⅲ)	食費	居室費	送迎加算を除く 利用負担額
要支援1 介護予防	4,790円	60円	1,445円	1,231円	3,161円
要支援2 介護予防	5,960円	60円	1,445円	1,231円	3,278円
要介護1	6,450円	60円	1,445円	1,231円	3,327円
要介護2	7,150円	60円	1,445円	1,231円	3,397円
要介護3	7,870円	60円	1,445円	1,231円	3,469円
要介護4	8,560円	60円	1,445円	1,231円	3,538円
要介護5	9,260円	60円	1,445円	1,231円	3,608円

※1か月の基本利用料と各種加算の合計の13.6%が介護職員処遇改善加算として別途加算されます。

※令和3年5月から、夜勤職員配置加算(130円)が別途加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額は介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を越える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。(注:ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなります)

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合変更された額に合わせて負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日あたり1,445円（朝食364円、昼食537円、夕食544円）

②レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出してください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5、苦情の受付について（契約書第21条参照） *

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員：菅原 博信、橋本 葉子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：30～16：30

また、施設玄関内に苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

湯沢市役所本庁舎 介護保険担当課	所在地 湯沢市佐竹町 1-1 電話番号 (0183) 73-2111 受付時間 9：00～17：00
湯沢市役所雄勝庁舎 介護保険担当課	所在地 湯沢市横堀字下柴田 39 電話番号 (0183) 52-2111 受付時間 9：00～17：00
秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 秋田市山王四丁目 2 番 3 号 電話番号 (018) 862-6864 受付時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 ふくろう

説明者職名 生活相談員 氏名 橋本 葉子 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

代理人 印（続柄 ）

※この重要事項説明書は、厚生省令規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。